

岩倉市緑の基本計画に関する中間評価

令和8年3月

岩 倉 市

はじめに

岩倉市では、2021年（令和3年）3月に「岩倉市緑の基本計画」を策定し、『緑の保全』、『緑の創出』、『緑の回廊』、『緑の育成・活用』の4つを緑の基本方針とし、緑の将来像である『健康で明るい緑の文化都市～五条川を中心とした緑の回廊づくり～』の実現に向けて各種施策を実施しています。

この中間評価は、計画期間10年間の中間年における本計画に掲げる緑地の保全及び緑化の目標や緑地の保全・緑化の具体的な施策の進捗状況について確認するとともに、今後の緑化施策を推進するために取りまとめたものです。

目 次

1. 緑の基本計画の概要	1
1-1 緑の基本計画とは	1
2. 計画の基本方針	1
2-1 緑の将来像	1
2-2 基本方針	1
3. 緑地の保全及び緑化の目標の進捗状況	3
3-1 計画の目標水準の進捗状況について	3
4. 緑地の保全・緑化の具体的な施策における進捗状況及び今後の対応	9
4-1 個別施策の進捗状況及び今後の対応について	9
5. 取組事例	13
5-1 緑の保全	13
5-2 緑の創出	14
5-3 緑の回廊	15
5-4 緑の育成・活用	16
6. 新たな視点	17
6-1 SDGsの達成への貢献	17
6-2 緑の質への配慮	17
6-3 開発と緑の創出	17
6-4 自然共生社会の実現に向けた新たな取組	17

1. 緑の基本計画の概要

1-1 緑の基本計画とは

都市緑化法第4条に基づき策定した緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画で、「緑地の保全及び緑化の目標」や「これらを推進するための施策」を示し、「都市公園の整備」や「緑地の保全」、「緑化の推進」を総合的に進めていくための計画です。

本計画は、2021年（令和3年）3月に10年後の2030年度（令和12年度）を目標年度として策定し、市域全域（都市計画区域）が対象となります。

2. 計画の基本方針

2-1 緑の将来像

本市の緑の特性や関連計画との整合から『健康で明るい緑の文化都市』とし、「五条川を中心とした緑の回廊づくり」をサブテーマに位置づけ、市民みんなで力を合わせ、本市全体を水と緑でつないでいくことを目指します。

2-2 基本方針

1 緑の保全 ～固有の緑を守る～

本市固有の緑である五条川、社寺林（保護樹、保護樹林）、農地などの残された緑を守ることにより、本市の緑の骨格形成と生物多様性の保全を図ります。

2 緑の創出 ～公園緑地を整備・再生し、質を高める～

都市公園等の新規配置と既存公園の再生を図り、維持管理や運営などを充実させるとともに、災害時の貴重なオープンスペースとして、防災機能の向上に努めます。

また、うるおいのある生活環境の形成のため、公民協力による緑化を推進し、緑の創出に努めます。

3 緑の回廊 ～五条川を軸として水と緑をつなぐ～

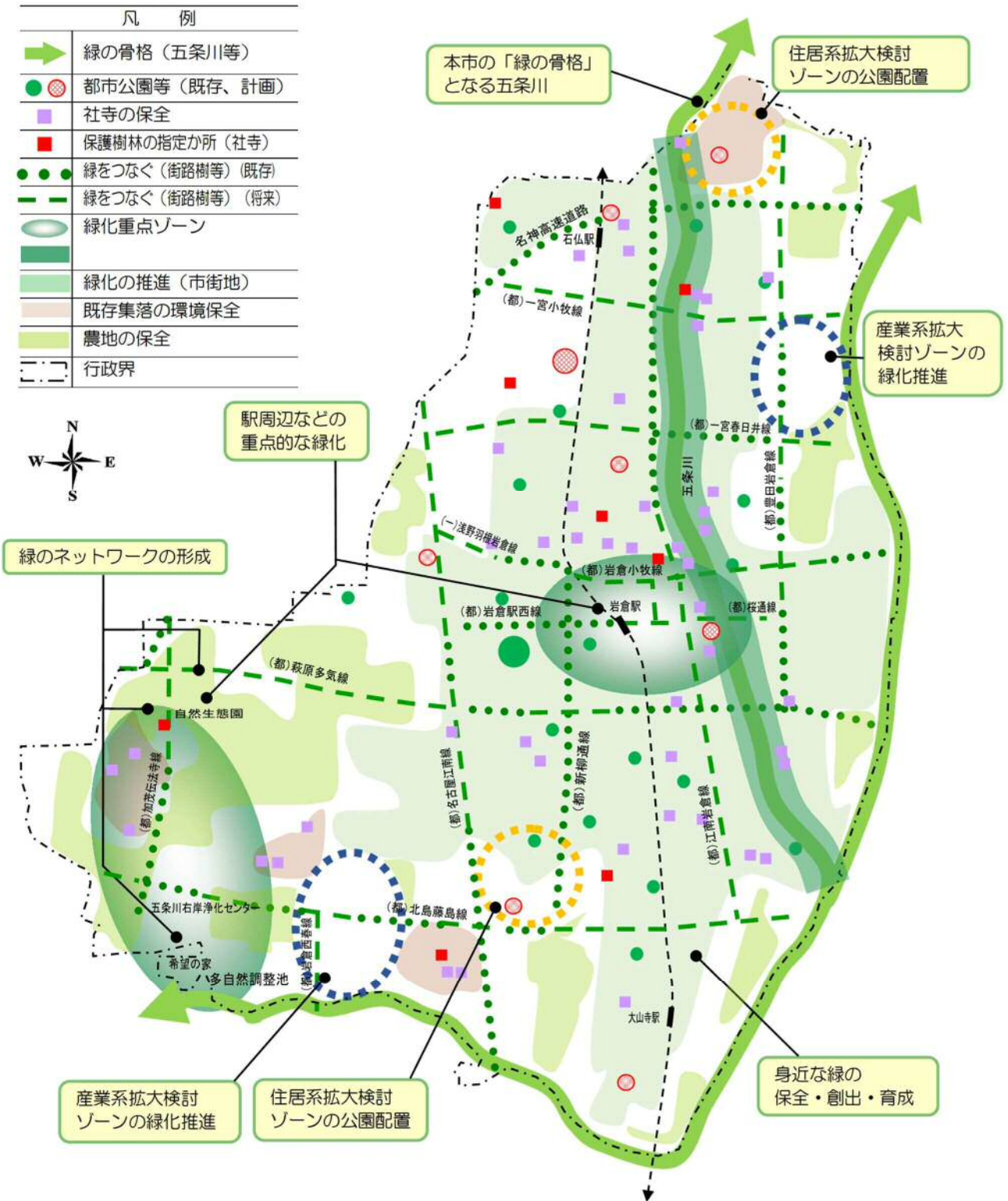
市域に点在する緑の拠点や軸となる緑（都市公園、自然生態園、五条川）を道路、ポケットパークなどの緑、公共施設や民有地の緑化により緑の質や連続性を高め、緑の回廊を形成します。

4 緑の育成・活用 ～緑を育成・活用し、まちの魅力を高める～

緑の普及啓発や緑の体制づくりなどを進め、市民・民間事業者との協働により、緑の育成を図ります。

また、五条川や自然生態園などの緑の多様な機能を活用し、緑の文化都市としての魅力を高めていきます。

緑の将来像図（令和3年3月策定時）



※緑の将来像図については、次回計画の策定時に関係する諸計画と整合を図ります。

3. 緑地の保全及び緑化の目標の進捗状況

3-1 計画の目標水準の進捗状況について

本市の緑の将来像を実現するための4つの基本方針の成果指標として設定した数値目標に対して、中間年における進捗状況を確認しました。

緑の保全 ための目標

● 保護樹林の指定か所

保護樹林の指定制度により市内の民有樹林(500㎡以上)の保全を図っていきます。

現況値 (R1) 9か所
↓
目標値 (R12) 9か所



保護樹林(津島社)

■進捗状況

年度	新規指定	指定解除	指定か所
R1 (策定時)	—	—	9か所
R2	—	1か所	8か所
R6	—	—	8か所

● 保護樹の指定本数

保護樹は市内において計84本が指定されており、今後も指定、保全を図っていきます。

現況値 (R1) 84本
↓
目標値 (R12) 86本



保護樹(神明生田神社)

■進捗状況

年度	新規指定	指定解除	指定本数
R1 (策定時)	—	—	84本
R2	1本	1本	84本
R3	4本	1本	87本
R4	1本	—	88本
R6	9本	2本	95本

令和4年度に岩倉市環境の緑化に関する条例施行規則を改正し、保護樹については、幹の周囲を1.5mから1.0mに、高さを15mから10mに、保護樹林については、樹林として存する土地の面積を500㎡から300㎡に指定基準を緩和しました。

● 五条川の桜の保全本数

緑の回廊の骨格である五条川の桜の本数の適正化（間隔、密度）を図っていきます。



五条川の桜並木

■進捗状況

年 度	桜の保全数
R 1（策定時）	1,369 本
R 2	1,354 本
R 3	1,353 本
R 4	1,336 本
R 5	1,328 本
R 6	1,318 本

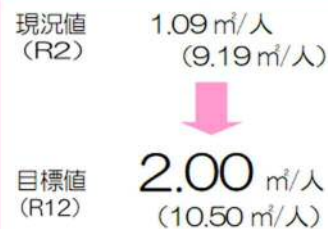
間隔の狭い場所や、老朽化に伴い枯枝の多い桜を優先的に伐採するとともに、五条川桜並木の維持のため年間5本程度の後継木のジンダイアケボノの植栽を行っています。

今後も、適正化に向けて老木の伐採及び後継木の植栽を行っていきます。

緑の創出 のための目標

● 一人当たり都市公園面積

一人当たり都市公園面積は 1.09 m²と低い状況にあることから、整備を推進し、増加を図っていきます。



石仏公園の将来イメージ

※（ ）内は、都市公園と公共施設緑地を合計した一人当たりの面積です。

■進捗状況

年 度	人 口	公園の合計面積	一人当たり都市公園面積
R 2（策定時）	H27 国勢調査 47,562 人	5.22 ha	1.09 m ² /人 (9.19 m ² /人)
R 6	R2 国勢調査 47,983 人	5.22 ha	1.09 m ² /人 (8.83 m ² /人)
		石仏公園整備後 7.89 ha	1.64 m ² /人 (9.38 m ² /人)

● 都市公園等のか所数

都市公園等のか所数は現在の86か所に都市公園等 8 か所の増加を図っていきます。

現況値 (R2) 86か所

 目標値 (R12) 94か所



史跡公園

※都市公園等のか所数は、都市公園と公共施設緑地の合計です。

■ 進捗状況

年 度	新規整備	廃 止	都市公園等のか所数
R 2 (策定時)	—	—	86 か所
R 3	—	八剣児童遊園	85 か所
R 4	—	—	85 か所
R 5	—	—	85 か所
R 6	—	石仏スポーツ広場 希望の家	83 か所

石仏スポーツ広場については、石仏公園として現在整備中です。また、希望の家跡地については、都市公園等としての整備を検討しています。

● 維持管理を委託した公園数

地域と協働で公園の除草作業などを行い、適正な公園の維持管理に努めます。

現況値 (R2) 2か所

 目標値 (R12) 4か所



協働で維持管理をしている長瀬公園

■ 進捗状況

年 度	新規委託か所	委託か所数	備 考
R 2 (策定時)	—	2か所	長瀬公園 (街区公園) 天王公園 (街区公園)
R 6	—	2か所	—

公園が地域に親しまれ、大切にされるよう、その管理を地元行政区へ委託することやアダプトプログラム等による清掃を呼び掛けていますが、高齢化等により地元行政区の引き受け手やアダプトプログラムへの登録者が減少傾向にあり、地域に守り育てられる公園としていくためには、地域住民の愛着を高める新たな取組や担い手づくりも必要と考えています。

緑の回廊 ための目標

● 公共施設の緑化率

公共施設の緑化率は学校、供給処理施設、広場をあわせ現在18%ですが、さらに緑化を促進していきます。

現況値 (R2) 18%
↓
目標値 (R12) 20%



愛北クリーンセンター

■ 進捗状況

年度	施設名称	施設面積	緑化面積	緑化率
R2 (策定時)	—	33.75ha	6.08ha	18.0%
—	岩倉北小学校	—	-0.10ha	—
—	曾野小学校	—	-0.01ha	—
—	石仏スポーツ広場	-1.31ha	-0.15ha	—
R6	—	32.44ha	5.82ha	17.9%

数値に現れるほどではないですが公共施設へカワツザクラ等を植栽しています。公共施設の改修等により、緑を減らす場合については、補植などの代替措置を全庁的に求めるとともに、公共施設の緑化に努めていきます。

● 市内の緑化された道路延長

市内の緑化された道路延長の増加を図っていきます。

現況値 (R2) 12,880m
↓
目標値 (R12) 13,000m



(都)北島藤島線の街路樹

※今後整備する都市計画道路について、歩道部に緑化が可能な区間

■ 進捗状況

年度	道路名称	管理区分	道路延長	緑化延長
R2 (策定時)	—	—	27,920m	12,880m
—	(都)名古屋江南線	県	3,050m (±0m)	590m (-680m)
—	(都)岩倉西春線	市	400m (+400m)	90m (+90m)
R6	—	—	28,320m (+400m)	12,290m (-590m)

● 多自然調整池のか所数

市内で新しく調整池を整備する際には多自然調整池の整備を図っていきます。

現況値 (R2) 0 か所
↓
目標値 (R12) 3 か所



多自然調整池（川井野寄工業団地）

■進捗状況

年度	新規整備か所	多自然調整池のか所数	備考
R2（策定時）	—	0か所	—
R4	1か所	1か所	川井野寄工業団地
R6	—	1か所	—

川井野寄工業団地において多自然調整池を整備しました。今後は、他の開発事業においても、多自然調整池を整備できるよう事業者と協議していきます。

緑の育成・活用 のための目標

● 自然生態園の利用者数

自然生態園の利用者数の増加を図っていきます。

現況値 (R1) 8,913 人
↓
目標値 (R12) 10,000 人



自然生態園の様子

■進捗状況

年度	利用者数
R1（策定時）	8,913 人
R2	7,539 人
R3	9,417 人
R4	7,932 人
R5	7,018 人
R6	6,885 人
R2～R6平均	7,758 人

コロナ禍において、安全に遊べる屋外施設として一時的に利用は増えたものの、それ以降は減少傾向にあります。近年は猛暑日も多く、外での遊びを控えていることも減少傾向の要因と考えますが、利用者数が増えるよう、適正な園の管理や魅力的なイベントの実施に努めていきます。

● アダプトプログラムの里親登録者数

都市緑化を推進するため、アダプトプログラム里親登録者数の増加を図っていきます。



アダプトプログラムでの路上清掃の状況

■進捗状況

年 度	登録者数	備 考
R 1 (策定時)	2,304 人	
R 2	2,288 人	44 団体・8 個人
R 3	2,277 人	41 団体・8 個人
R 4	2,259 人	40 団体・10 個人
R 5	2,255 人	40 団体・9 個人
R 6	2,262 人	45 団体・11 個人

広報等の市民周知ツールを活用するとともに、市内事業所等を訪問した際に直接アダプトプログラムについて案内をしています。高齢化による団体の解散等により減少傾向にありますが、今後も継続して周知活動を行い、里親登録者の増加を図ります。

● 緑のカーテンの公共施設等の設置数

緑のカーテンの公共施設等の設置数の増加を図っていきます。



自然生態園の緑のカーテンの状況

■進捗状況

年 度	設置数
R 1 (策定時)	30 か所
R 2	21 か所
R 3	33 か所
R 4	39 か所
R 5	43 か所
R 6	38 か所

公共施設の廃止や協力団体の解散等により、公共施設の設置数は減少傾向にありますが、令和3年度以降は市内事業所にもご協力いただき、設置事業所が増加しています。今後も協力事業者を増やし、目標達成を目指します。

4. 緑地の保全・緑化の具体的な施策における進捗状況及び今後の対応

4-1 個別施策の進捗状況及び今後の対応について

緑の将来像（健康で明るい緑の文化都市）を実現するための個別施策について、中間年における進捗状況及び今後の対応について確認しました。

施策の方向	個別施策	進捗状況	今後の対応	
緑 の 保 全	河川の保全	市民活動団体である岩倉五条川桜並木保存会や樹木医との協働により、桜への施肥、枯枝・腐朽枝の剪定及び老朽化した桜の伐採等を実施しています。また、後継木としてシンダイアケボノへの植え替えや消毒を行ったほか、特定外来生物の対策として、広報やホームページ、イベント内で標本や写真などを用いて周知を図りました。さらに、桜への愛着醸成のため、五条川「さくら」ワークショップや五条川のさくらを守る活動の体験会の開催、廃材の利活用などを通じて将来にわたる五条川桜並木の保全に向けた取組を進めています。	引き続き、岩倉五条川桜並木保存会や樹木医との協働により、桜の保全・管理、シンダイアケボノへの植え替えを行うとともに、市民の花木である「さくら」に対する愛着醸成に繋がる取組を行っていきます。植え替えに対しては様々な意見があり、既存の桜の保全とのバランスを考慮しながら進めることが求められています。 また、特定外来生物の早期発見に向けて市民周知を強化する必要があります。	
	樹林・樹木の保全	2022年度（令和4年度）に岩倉市環境の緑化に関する条例施行規則を改正し、保護樹については、幹の周囲を1.5mから1.0mに、高さを15mから10mに、保護樹林については、樹林として存する土地の面積を500㎡から300㎡に指定基準を緩和し、保護樹等の指定に努めました。	近年は、老朽化による倒木の恐れや樹勢の衰退による保護樹の解除の相談が増加しています。解除の件数を減らすため剪定や治療に対する補助制度を活用してもらうとともに、より多くの保護樹等の指定を目指し広報やホームページ等で周知していきます。	
	農地の保全	(3) 農業振興地域内農用地の保全	地元の農業委員と協力し、遊休農地の管理状況や無断転用での利用がないか等、現地の確認を実施しています。また、農振除外や農地転用については、許可条件を基に適切な審査を行っています。	定期的に現地の確認を行うことで、適切な農地の保全に努めます。
		(4) 生産緑地地区の保全	毎年、生産緑地地区の管理状況を確認するため、現地調査を行っています。2022年度（令和3年度）と2023年度（令和4年度）に特定生産緑地の指定を行っており、2026年（令和8年）3月時点で173筆（約6.2ha）を特定生産緑地として指定しています。	引き続き特定生産緑地制度を活用しながら、適正な保全に努めます。
	生物多様性の保全	(5) 生物多様性の保全	市民団体や事業所と協力し、特定外来生物のアカミミガメやオオキンケイギクの駆除などを実施しています。令和6年度はさらなる周知に向けて、オオキンケイギクバスターズ養成講座を初めて開催しました。	引き続き、各種取組を継続し、生物多様性への意識を高めるとともに、保全に努めていきます。
		(6) 自然生態園の保全	自然生態園のイベントでは、岩倉ナチュラルリストクラブや日本野鳥の会愛知県支部等と協働し、SDGsクイズラリーやバードウォッチング等を実施しました。	引き続き、市民団体等とともに自然生態園での環境学習、環境イベントを実施していきます。

施策の方向	個別施策	進捗状況	今後の対応
緑の創出	公園等の整備・再生・充実	(7) 住区基幹公園の整備 石仏公園については、都市公園として 2024 年度（令和6年度）から公園整備工事を実施しています。 岩倉駅東地区における賑わい拠点として、お祭り広場を拡張し、「（仮称）にぎわい広場」の整備を円滑に進めることを目的とし、2023 年（令和5年）3月に「（仮称）にぎわい広場整備基本構想」を策定しました。	石仏公園については、2027 年度（令和9年度）以降の供用開始に向け、引き続き公園整備工事を実施します。 「（仮称）にぎわい広場整備基本構想」を基に、計画的な整備を検討していきます。
		(8) 魅力ある公園等の整備・再生 遊具のある都市公園について、専門業者による定期点検を年1回、日常点検を年3回行い、また、職員による公園施設全体の週1回の点検結果を基に補修を実施することにより、適正に管理しています。 川井野寄工業団地においては、五条川の散策者が憩えるスペースとして民間事業者が自主管理する公園を整備されました。 希望の家跡地については、都市公園等としての利用を検討しています。	公園内の既設の遊具・施設等を更新するだけでなく、各々の公園のニーズや特性に則した市民参加による公園の魅力アップを図ることが課題となっています。 公園内の既設の遊具・施設全体をリニューアルするまでの間、引き続き、既存遊具の点検を計画的に行うとともに補修を実施することに重点を置いていきます。
	公園等の防災機能向上	(9) 公園等の防災機能向上 整備中の石仏公園においては、平常時は公園の休息施設のパーゴラ（藤棚）として使用でき、災害時には収納縁台からカーテン状のテントシートを取り出し、テントシートを囲うことで一時避難場所等として使用可能な防災パーゴラや、かまどとして使用できる防災ベンチの設置を予定しています。	石仏公園については、2027 年度（令和9年度）以降の供用開始に向け、引き続き公園整備工事を実施します。また、公園等に災害用資機材や備蓄倉庫など防災設備の整備・充実を図ります。
	多様な主体による公園等の維持管理の充実	(10) 公園等の維持・管理 アダプトプログラムとして清掃が実施されている公園数及びアダプトプログラム参加団体数の維持に努め、市民参加による清掃等により維持管理をしています。	公園清掃・管理にアダプトプログラム等で参加している団体は、行政区等が多く、高齢化等の問題があり、引き続き多世代で参加・協力しやすい方法について検討していきます。 また、行政区だけでは対応が難しいいたずらや防犯対策についても検討していきます。
	公共施設の緑化	(11) 公共施設の緑化 毎年、公共施設の管理者と協議し、新たな緑の確保や既存の緑の補植を行い、緑化の推進に努めています。	公共施設の改修等により、緑を減らす場合については、補植などの代替措置を全庁的に求めるとともに、公共施設の緑化に努めていきます。
	民間施設の緑化	(12) 住宅・工場・駐車場などの緑化 岩倉市宅地開発等に関する指導要綱において、開発地内において緑地基準を確保するようお願いをしています。 愛知県が施行する「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業（緑の街並み推進事業）」を利用して、市民や事業者が行う屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生垣設置、既存樹林地における園路整備等のうち、優良な緑化事業について事業費の一部を補助しています。	引き続き緑地の確保についてお願いし、緑化推進補助金については広報やホームページ等で周知していきます。

施策の方向	個別施策	進捗状況	今後の対応	
緑の回廊	河川や道路の緑化	(13) 五条川を軸とした緑の回廊の形成	五条川沿いの景観づくりとしては、東町地内の五条川左岸法面を市民に親しまれる場としていくため、花苗を植え付ける緑化ウォール事業を実施するとともに、フラワーバンク事業として五条川にかかる橋梁等にプランターを設置し景観づくりに努めました。	引き続き五条川を中心とした緑化の取組を継続し、保全に努めていきます。
		(14) 五条川沿いの散策環境の整備・充実	各休憩所の修繕を随時行い、五条川健幸ロードを含む尾北自然歩道を適切に管理し、快適な環境の維持を図りました。 尾北自然歩道上の岩倉新橋アンダーパスにおいて、落書き防止及び景観改善のため児童館の学童が描いた絵のパネルを掲示しました。	引き続き、施設の適正な維持管理に努めるとともに、五条川健幸ロードの南部への延伸について関係課と連携して検討していきます。
		(15) 自然と共生した水辺環境整備	五条川右岸の竹林公園から大市場橋間の県が行う親水性護岸工事について、2023年度（令和5年度）から工事を実施しています。	五条川堤防道路内への桜の新規植樹について、工法等の確認をしていきます。 五条川自然再生整備等基本計画に基づき、今後も引き続き、市民が親しみやすい水辺環境の整備を県に対して要望していきます。
		(16) 生態系ネットワークの形成	岩倉ナチュラリストクラブによる生き物生息調査（自然生態園・川井野奇工業団地調整池）を始め、市民参加による流域モニタリング調査や水生生物の調査を行いました。 2023年度（令和5年度）及び2024年度（令和6年度）に、尾張西部生態系ネットワーク協議会との協働により、川井野奇工業団地調整池周辺で在来野草を増やす取組として環境学習会を実施しました。	引き続き、各種取組を継続し、生態系ネットワークへの意識を高めるとともに、保全に努めていきます。
		(17) 道路の緑化	（都）岩倉西春線において道路整備と併せて約90mの緑地帯を整備しました。	市道においては、維持管理等の観点から緑地帯を減らしていく方針となりました。しかし、その中でも緑地帯を残していく路線を選定し、質の高い緑地の保全や今後撤去する緑地帯の代わりとなる公共施設への緑地についても検討していきます。
多自然調整池の推進	(18) 多自然調整池の推進	川井野奇工業団地に多自然調整池を整備しました。	他の開発事業においても、多自然型調整池を整備できるよう事業者と協議していきます。	
まちの顔となるエリアの緑化	(19) 岩倉駅周辺の緑化	花のあるまちづくり事業として、岩倉駅前を市民団体に委託しており、市民と協働で良好な景観の創出に努めています。	市民団体の構成員が高齢化してきており、組織の活性化を検討していく必要があります。	
公共施設の緑化（再掲）	(11) 公共施設の緑化（再掲）			
民間施設の緑化（再掲）	(12) 住宅・工場・駐車場などの緑化（再掲）			

施策の方向	個別施策	進捗状況	今後の対応	
緑の育成・活用	市民協働による緑化	市民や事業所などの呼びかけ、アダプトプログラムやクリーンチェックいわくらなどを実施したことで、協働による環境美化に努めることができました。また、花のあるまちづくり事業として、岩倉駅前や五条川の緑化ウォールを市民団体に委託しており、市民と協働で良好な景観を創出に努めています。	アダプトプログラムやクリーンチェックいわくらに参加する市民や事業所を増やすための取組を行っていきます。市民団体の構成員が高齢化してきており、組織の活性化を検討していく必要があります。	
	緑の普及啓発・情報発信	(21) 緑の情報発信・交流の場づくり	児童が自然を大切にすることを育み、樹木などの自然に興味を持てるよう、小学校で保護樹に関する出前講座を実施しました。	市内の児童に対して引き続き身近な緑の大切さを伝えていきます。
		(22) 緑の活動の支援	市民や事業所などの呼びかけ、アダプトプログラムやクリーンチェックいわくらなどを実施したことで、協働による環境美化に努めることができました。また、花のあるまちづくり事業として、岩倉駅前や五条川の緑化ウォールを市民団体に委託しており、市民と協働で良好な景観を創出に努めています。	アダプトプログラムやクリーンチェックいわくらに参加する市民や事業所を増やすための取組を行っていきます。市民団体の構成員が高齢化してきており、組織の活性化を検討していく必要があります。
		(23) 自然生態園などの活用、環境意識の高揚	自然生態園のイベントでは、岩倉ナチュラルリストクラブや日本野鳥の会愛知県支部等と協働し、SDGsクイズラリーやバードウォッチング等を実施しました。また、岩倉の水辺を守る会による、水辺まつりや親子魚釣り教室の開催などに加え、友好交流都市である福井県大野市や国土交通省と連携して、夏のゼロカーボン学習バスツアーの一環として、市民参加型の水生生物調査を実施し、環境学習の機会創出を図ることができました。	引き続き、市民団体や友好交流都市等とともに自然生態園や五条川での環境学習、環境イベントを実施していきます。
		(24) 遊休農地などの活用	市内の農業者の方にいろいろな指導を受けながら、作物を植え、育て、収穫することにより農業の楽しさや厳しさを知ってもらい、遊休農地の活用や将来の農業の担い手に繋がることを目的に農業体験塾を行っています。	引き続き遊休農地の活用を図り、市民が農業にふれる機会を創出していきます。
	公民協働による緑の体制づくり	(25) 緑の人材育成	2024年度(令和6年度)に特定外来生物であるオオキンケイギクの生態や見分け方について学び、実際に駆除をする「オオキンケイギクバスターズ養成講座」を開催しました。市内外の企業や団体など15人の参加があり、活動場所のオオキンケイギクをすべて駆除することができました。	オオキンケイギクバスターズ養成講座のような、緑化活動や環境保全などに関するボランティア養成講座などを開催し、多様な人材の育成に取り組めます。

5. 取組事例

5-1 緑の保全

(施策-1) 五条川などの保全

ソメイヨシノの後継品種であるジンダイアケボノを年間5本程度植え替えています。また、植栽に併せ、植栽や施肥及び剪定などの保全活動を体験する、「五条川の“さくら”を守るおしごと体験会」を開催しました。

近隣の市町村で被害が発生している特定外来生物のクビアカツヤカミキリ対策として、環境フェア内でクビアカツヤカミキリの標本や実際の被害写真を展示するなど、早期発見につながるための市民周知を図りました。

実施状況



【クビアカツヤカミキリ】



【五条川の“さくら”を守るおしごと体験会】

(施策-6) 自然生態園の保全

自然生態園では、昆虫や水生生物などが生息するのに適した環境づくりとして、マコモ刈り、夜の観察会、生き物の生息域の保全、外来種駆除に取り組みました。

季節ごとのイベントでは、ショウブとヨモギの配布、SDGs クイズラリー、とんぼ池であそぼう、バードウォッチングなどを行いました。また、植物や昆虫についての解説などを通年実施し、自然と触れ合う貴重な機会の提供に努めました。

実施状況



【いちにち昆虫館】



【とんぼ池であそぼう】

5-2 緑の創出

(施策一七) 住区基幹公園の整備

2024年度(令和6年度)に管理棟の新築工事を始め、既設グラウンド施設の撤去や造成などの公園整備工事に着手しました。本公園の整備により、本市の都市公園面積は5.22haから7.89haへ増加するとともに、市民一人当たりの都市公園面積も1.09㎡から1.64㎡へと増加し、身近なレクリエーションの場としてだけでなく、面積2.67haの市内で最も広い公園となります。

実施状況



【石仏公園整備状況】



【芝張りイベント】

(施策一十一) 公共施設の緑化

緑のもつ働きを十分に発揮させ、潤いと安らぎのある生活環境を創出するため、毎年、公共施設の管理者と協議し、新たな緑の確保や既存の緑の補植を行っており、2024年度(令和6年度)はゴールドライダーを学校給食センターに7本、枯死した補植としてカワツザクラを長瀬公園に1本植樹し、良好な住環境と景観の形成に寄与しました。今後は、生物多様性や在来植物を視野に入れた植栽を検討し、公共施設の緑化を推進します。

実施状況



【ゴールドライダー(学校給食センター)】



【カワツザクラ(長瀬公園)】

5-3 緑の回廊

(施策-13) 五条川を軸とした緑の回廊の形成

五条川沿いの景観づくりとして、東町地内の五条川左岸法面を市民に親しまれる場としていくため、花苗を植え付ける緑化ウォール事業を実施するとともに、フラワーバンク事業として五条川にかかる橋梁等にプランターを設置し景観づくりに努め、身近に花のある環境を創出することで良好なネットワーク化を図りました。

実施状況



【緑化ウォール（五条川左岸）】



【プランター（岩倉橋）】

(施策-16) 生態系ネットワークの形成

川井野寄工業団地調整池周辺の緑地帯に生息する植物や昆虫の生き物調査などを行い、調査の結果を報告書にまとめました。また、尾張西部生態系ネットワーク協議会の協力のもと、「在来種を育てよう運動 in いわくらの調整池」を開催しました。川井野寄工業団地内の事業者や市民団体、市民などの参加により調整池周辺の北側緑地帯の外来植物を駆除し、在来植物の種子や苗を活用した緑化を図る取組を行いました。さらに、五条川を会場に流れや水のきれいさ、生き物の生息調査を行いました。

実施状況



【在来種を育てよう運動
in いわくらの調整池】



【生き物の生息調査（五条川）】

5-4 緑の育成・活用

(施策-21) 緑の情報発信・交流の場づくり

保護樹等の大切さを周知するため、五条川小学校や岩倉北小学校の児童を対象とした学区内の保護樹マップやリーフレットを作成し、授業で活用してもらいました。また、2025年(令和7年)には、五条川小学校で市職員による出前授業を実施し、緑を身近に感じていただけるよう努めました。

実施状況



【五条川小学校 出前授業、地域探検】

ほごじゅ ほごじゅりん なに 保護樹・保護樹林って何？

保護樹・保護樹林とは

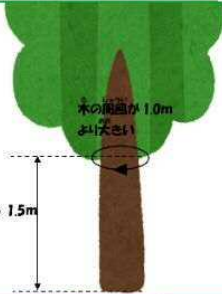
①

木の高さが
10m
より大きい



②

木の根元が1.0m
より大きい
地面から1.5m
の高さ

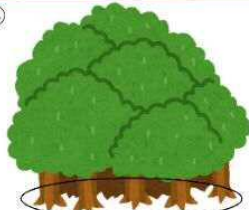


③



1本の木の広さが30㎡より大きい

④



木々の広さが300㎡より大きい

①から③のどれかに当てはまると保護樹になれ、④に当てはまると保護樹林になれます。

このような大きな木を保護樹や保護樹林として指定して、守っています。

どこにあるの？

神社やお寺、お家にあります。くわしくは、保護樹マップを見てください。

なぜ守っているの？

保護樹に指定している木は樹齢何百年というものもあります。そのような木は歴史的にも大切であり、将来まで残していくために守っています。また、木を守ることは地球を守ることもつながります。

誰が守っているの？

保護樹の持ち主と市が協力して守っています。持ち主は日頃のお手入れをして、市は保護樹の健康診断などを行っています。

いくつあるの？

保護樹は95本、保護樹林は8か所あります。 ※令和6年度時点

保護樹にはプレートがついています。

保護樹林も土地の中のどこかにプレートがあります。探してみてください！

保護樹指定標識	
樹木名	シラカン
指定番号	9-64
指定年月日	平成29年7月17日
※岩倉市	

前

【保護樹リーフレット】

6. 新たな視点

6-1 SDGsの達成への貢献

緑化に関する取組は、SDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に資するものとしての役割が期待されます。本計画の施策とSDGsの17の目標との関連を整理し、持続可能な社会の実現に向けて、緑化の推進に取り組みます。

6-2 緑の質への配慮

これからの緑づくりにおいては、緑の量の確保はもとより、自然生態系の保全と回復に配慮した緑づくりや、都市の身近なところで季節を感じさせる変化に富んだ緑づくりなど、緑の質への配慮が重要となります。

基本方針を基に、緑の確保を目標に緑づくりを進めると同時に、緑の質の向上への配慮を十分に行うことが大切です。場所や立地特性に応じて、本来の自然植生である樹木や、雑木林、草地など、多様な緑を生態系に配慮しつつ、市民や関係団体と協働して適切に保全、整備、管理していくことが求められます。

また、豊かな生活環境へのニーズが高まるなかで、四季折々の変化に富んだ質の高い緑づくりを進め、生活に季節感や潤いをもたらす、美しく風格のある都市の形成を図る必要があります。

6-3 開発と緑の創出

岩倉市都市計画マスタープランにおいては、川井町、八剱町の一部を産業系拡大検討ゾーンに、また、2026年（令和8年）3月の中間見直しでは、北島町、大地町の一部を新たに地域振興拡大検討ゾーンと位置づけていることもあり、今後大規模な開発の可能性があります。開発に伴い自然環境や生物多様性への影響が懸念されるため、適正な計画と技術を活用し環境へ配慮した開発計画を検討する必要があります。

環境に配慮した開発を行う上で、計画の初期段階から緑地や生物多様性等を考慮して協議を進めることにより、社会的責任を果たすとともに、自然との調和を図り持続可能な開発を実現することができます。また、開発地区内の緑地や調整池では、緑地の創出や生物多様性等に関する地域社会と連携した保護活動等の取組を行い、『あいち生物多様性企業認証制度』等を活用することにより、進出企業のブランド価値を向上させることができます。

川井野寄工業団地では、区域の整備・開発及び保全の方針として、緑地及び調整池を適切に配置し、周辺環境との調和した良好な工業団地の形成を図るよう地区計画を定め、開発区域内に多自然調整池を整備しました。整備後は、市民団体による生き物生息調査の実施や進出企業と協働で在来野草を増やす取組として環境学習会等を実施しています。

6-4 自然共生社会の実現に向けた新たな取組

近年、地球規模での環境問題に対する取組がますます重要となっています。気候変動の深刻化や生物多様性の損失など、地球環境の危機が叫ばれる中、都市における緑地の役割も大きく変化しつつあり、新たな取組や考え方を積極的に取り入れることで、より時代に即した

持続可能な社会へと発展させることができるものと考えられます。本計画の施策と以下の取組や考え方との関連を整理し、自然共生社会の実現に向けて、緑化の推進に取り組みます。

1. ネイチャーポジティブの実現

生物多様性の損失を食い止め、回復へと転じさせるため、これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうという考え方です。2050年に自然と共生する社会を実現するために、国内では2030年（令和12年）までにネイチャーポジティブの行動に移行していくことを戦略として実施しています。

2. グリーンインフラの推進

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取組です。防災・減災、環境保全、地域振興等に関する取組があります。

3. GX（グリーントランスフォーメーション）の推進

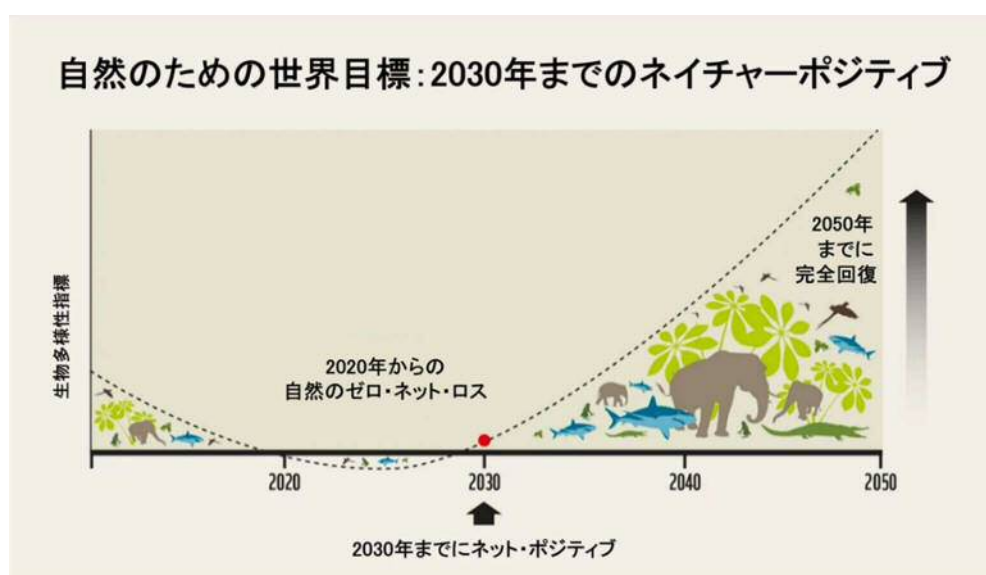
化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す取組です。

4. カーボンニュートラルの実現

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的な排出量をゼロにすることを目指します。本市では、2023年（令和5年）2月に、国が掲げる2050年カーボンニュートラルに賛同し、「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

5. NbS（Nature-based Solutions 自然に基づく解決策）の推進

気候変動や災害リスクなどの社会課題に対し、自然や自然の仕組みを活用して解決を図る考え方です。従来の人工的なインフラ整備に比べ、より持続可能で柔軟な対応が可能となります。



出典：国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）

https://www.iucn.jp/explanation/nature_positive/